

長久手市耐震等関連事業に係る補助金代理受領に関する事務取扱要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、長久手市が交付する耐震等関連事業に係る補助金において、当該補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の一時的な金銭的負担を軽減するため、工事及び委託に係る契約を締結した者が、申請者の委任を受け当該補助金の交付の請求及び受領を行う場合（以下「代理受領」という。）の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、次項に掲げる各補助金交付要綱において使用する用語の例による。

2 この要綱において「耐震等関連事業」とは、次に掲げる補助金交付要綱に規定する補助事業をいう。

- (1) 長久手市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱
- (2) 長久手市非木造共同住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱
- (3) 長久手市民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付要綱
- (4) 長久手市民間木造住宅除却工事費補助金交付要綱
- (5) 長久手市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱
- (6) 長久手市民間木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱

3 この要綱において「事業者」とは、申請者と耐震等関連事業に係る工事及び委託に係る契約を締結した者をいう。

(届出)

第3条 耐震等関連事業における補助金の受領において、代理受領制度を利用しようとする申請者は、対象補助金の交付申請書を提出する際に、代理受領届出書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

(届出の確認)

第4条 市長は、前条に規定する代理受領届出書の提出を受けたときは、その内容を確認のうえ代理受領届出確認通知書（様式第2）を

申請者へ送付するものとする。

(届出の取下げ)

第5条 前条による代理受領届出確認通知書の通知を受けた申請者が、代理受領を取りやめようとするときには、請求書を提出する前までに代理受領届出取下届(様式第3)を市長に提出しなければならない。

2 申請者が、耐震等関連事業の遂行が困難になり、廃止に係る届出書又は申請書の提出を受けたときは、前項の代理受領届出取下届が提出されたものとみなす。

(届出内容の変更)

第6条 申請者は、第4条の代理受領届出確認通知書の通知を受けた後に届出の内容に変更が生じる場合は、代理受領届出変更届(様式第4)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する代理受領届出書の提出を受けたときは、その内容を確認のうえ代理受領届出変更確認通知書(様式第5)を申請者に送付するものとする。

3 前項の代理受領届出変更確認通知書による通知をした場合、次条及び第8条において「代理受領届出確認通知書」とあるのは「代理受領届出変更確認通知書」と読み替えるものとする。

(補助金の代理受領)

第7条 代理受領届出確認通知書の通知を受けた申請者は、補助金の額の確定に係る通知を受けた後、代理受領に係る委任状(様式第6)を提出することにより、補助金の交付の請求及び受領を事業者委任することができる。

2 申請者の委任を受けた事業者は、代理受領に係る補助金交付請求書(様式第7)により耐震等関連事業に係る補助金の交付を請求することができる。

3 市長は、前項の代理受領に係る補助金交付請求書に基づき、申請者に委任を受けた事業者へ補助金を交付するものとする。

4 事業者は、前項により受領する補助金の額に相当する額を、耐震

等関連事業の経費として申請者へ請求する額から控除するものとする。

(利用の取り消し)

第8条 市長は、申請者又は事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、代理受領の利用を取り消すことができる。

- (1) 耐震等関連事業の補助金の交付決定を取り消した場合
- (2) 代理受領届出確認通知書又は代理受領届出変更確認通知書の受領が確認できない場合
- (3) 虚偽の届出その他不正の行為があると判明した場合
- (4) 法令又はこの要綱に違反した場合
- (5) その他市長が代理受領制度の利用を不相当と認めた場合

(書類の保管)

第9条 代理受領制度を利用した申請者及び事業者は、代理受領に係る関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。